

# 障害者自立支援法と個別支援計画

～いま・福祉実践に問われるもの～

大阪福祉施設ネットワークポポロ 調査委員会

## 《目次》

はじめに	・ ・ 2
障害者自立支援法と個別支援計画	・ ・ 4
- いま福祉実践に問われるもの	
植田章（佛教大学社会福祉学部教授）	
各種様式の提案にあたって	・ ・ 2 2
ネットワークポポロ調査委員会	

## はじめに

~今、なぜ統一版アセスメント・個別支援計画様式をつくらうとしているのか~  
~現場実践で大切にしてきた実践の視点~

さまざまな問題点が指摘され、2006年10月より本格実施された障害者自立支援法ですが、厚生労働省は施行されたばかりの2006年12月に、障害者保健福祉関係主管課長会議において「障害者自立支援法の円滑な運営のために改善策」を発表しました。

障害者自立支援法による影響が極めて深刻であること、24項目にも及ぶ見直しであることからこの法律の問題はあると考えられますが、この改善策は3年後の見直しまでの激変緩和措置、経過措置であり、法の枠組みそのものを変更するものではありません。

利用者、関係者にとっても多くの課題も残されている「障害者自立支援法」ですが、各施設でもすでに事業移行したところ、移行を目指し準備を進めているところも多いと聞いています。経営面、事務作業の点だけでも多くの混乱を招いていると声が上がっていますが、厚生労働省の示す「就労移行支援のためのチェックリスト」「各事業の標準的な支援内容(案)」に基づいた支援や評価が行われる中で、現場実践の利用者、職員たちが今まで大切にしてきた施設実践が忘れられていくことが危惧されています。

ネットワークポポロでは、これまで大切にしてきた発達保障やそのために取り組んできた様々な取り組み、例えば集団の中で、または、共に働く中でお互い響きあい育ちあっていくことを大切にするような実践をもう一度見直し、再評価する意味でも「通所施設における業務調査」を実施してきました。

上記のように様々な課題を持ってスタートした障害者自立支援法ですが、その中の事業である就労移行・継続支援事業においては、支給決定を受ける際には必ず「個別支援計画」が必要になります。その結果、支給期間が決定されます。そのため、どのような根拠で計画を立てたのか、市町村を納得させられるものでなくてはなりません。

「個別支援計画」を充実したものにするためには、アセスメントが不可欠になります。アセスメントでは現状の把握や、抱えている課題とその背景、取り巻く環境やこれまでの暮らし等を把握することが求められます。

日々の実践は「個別支援計画」に基づき行われ、個別支援計画はアセスメントシートから導かれたものでなくてはなりません。一旦アセスメントシートを記入すると、それ以後は振り返らないという現状が多いと聞きます。

そこでアセスメントの作成にあたり大切にしたいことは、第一に私たちがこれまで大切にしてきた「集団」「労働」「発達」「生活」に視点をおいたシートであること。第二に実践の内容が蓄積でき、誰が書いても視点が統一されること。それぞれの職員の力量でアセスメントを記入している場合、視点にばらつきがでますし、経験年数の違いによっても内容に差が出てきます。書かれている内容が統一されていないと、何年か後に比較する資料になりませんし、実践が蓄積されないという現状になってしまうためです。第三に情報を共有できるものであること。地域の様々な他機関と連携をとる際に、情報を共有するものであることが求められます。

私たちは「できないこと」のみに着目した支援(お世話・介護)だけではなく、その人の人生全体を視野に入れ、集団の中で働くことを中心的活動としながらそれぞれの利用者の発達を保障していることを明らかにすることで、できないことに対するお世話だけでなく、集団的な働きかけをすることで人が育ちあうことや、会議などで個々の利用者の事を

分析することなど、チームで検討した実践を大切にしてきました。

実践現場として上記のことを踏まえ、どのような事業になっても我々が大切にしてきた施設実践を継承し日々の実践の中での視点を明確に提示でき、記録し続けることで継承されていくような記録のありかたを提案していきたいと考えています。

# 障害者自立支援法と個別支援計画 いま、福祉実践に問われる

もの

植田 章（佛教大学社会福祉学部）

## はじめに

障害者自立支援法は、指定障害者福祉サービス事業の設置者の責務として個別支援計画の作成をあげている。また、新たに設置されることになったサービス管理責任者の業務・責務の範囲にも、個別支援計画の作成と継続的な評価の実施を規定した。しかし、福祉施設・事業所等では、通所している利用者の障害の重度化により直接的なケアを提供する時間が増えたり、利用契約制度の導入によって事務量が増加したりする中で日常の業務全体が忙殺されている現状がある。そのような中で個別支援計画の作成も形式的な内容にとどまったり、利用者の経過記録、班日誌等を一日の仕事の終わりに書くこともできない職場状況である事業所も多い。こうした福祉現場の状況から、今日、個別支援計画を作成することそのものが目的となっている場合も多い。大切なことは、それぞれの事業を通して何を利用者支援していくのか、個別支援計画で作成した目標なり、支援方法・内容が日々の実践に結びついていくこと、さらに、より豊かな実践内容へと発展させていくことである。そのためにも、総合的な生活支援計画をふまえて、日中活動、暮らしの場におけるそれぞれの個別支援計画を作成していくことである。

作成に際しては、生活アセスメントを行い、利用者のねがいや意向・希望に耳を傾け、職員の立場からの想いも反映させながら、これからの生活のあり様についてしっかり議論し、当事者・家族とともに支援目標・支援内容を創り上げていく視点が要請される。また、日々の記録が支援方法・内容を豊かなものにする記録になっているのかどうかの振り返りも大事である。つまり、生活アセスメント、個別支援計画の作成、日常の記録は一体的なものと言える。

いま、あらためて障害者自立支援法の下で何が困難となっているのか、逆に何が実現可能なのか、これまでの福祉実践の中で大切にしてきた理念や置き去りにしてはならない実践の指針をふまえて検討することが問われている。この小論のテーマである障害者自立支援法と個別支援計画作成も、こうした議論の中で位置づけられ、障害者福祉における社会的支援の必要性を明らかにする上においても実践的・理論的検討がなされなければならない。

## 1 あらためて社会福祉実践とは何か

実践とはもともと、社会福祉の機能の一つであり、社会福祉労働そのものである。なぜ「労働」とは言わずに「実践」という言葉をあえて使うのかといえば、実践とは労働の質を高める内容に対してつけられた言葉であるからだ。生活経験を持ち人間愛を持った人が心を込めて人に接すれば、それなりの援助は可能かもしれないが、そのレベルにとどまる限り、社会福祉の機能を果たすには不十分である。目標を持ち、より実り豊かな結果が得られる方法を追究するような福祉労働をめざす努力を「社会福祉援助実践」と言う。つまり、実践とは、ただ漫然と行われるものではなく、きわめて自覚的・意図的であり人間的な価値をめざす営みなのである。

もっとも「意図的」とはいつでも対象は人間であるから、偶発的・突発的事態に直面す

ることもまたしばしばあるのは当然であり、人間であるがゆえに起こる偶発性も、見通しや支援計画の中に取り込み、全体として目標に向かって進めていく意識的な取り組みであらねばならない。実践は一人ひとりの利用者を個性的に人間らしく育むものであると言える。

こうした点をふまえて、社会福祉援助実践の特徴についてふれておく。まず、社会福祉援助の過程で行われる労働が（労働の手段・方法を含めて）直接医療・介護・リハビリテーションの質を決めることは言うまでもない。そして、その過程で提供される援助者の働きかけは、利用者に影響を与え、その結果がつぎの働きかけを生むという「発展」の過程を辿る。しかし、諸活動は人間を対象として働きかけるものであるために、利用者の問題の持つ個別性から、必ずしも同じ働きかけによって同じ結果が得られるとは限らない。実践構造は「こうするのが一番よい、これしかない」と単純にいけない面があり、文字どおり“うまくいかない”という場合がでてくる<sup>1</sup>のである。

また、働きかけの過程では、その出発点においても過程においても、関連諸科学の成果が応用され、経験、熟練、技能、技法が要求される。その力量は福祉労働者の中に経験とともに漸次的に蓄積され、さらに交流と学習を通して福祉労働者集団の中に蓄積される。

つぎに、社会福祉の援助で言えば、社会福祉の利用者をどのように見るかが問題になる。つまり、実践の土台に据えられる「価値と目標」ということである。そこで、ここでは人間の価値というものをどのように見るかについて考えてみたい。

社会福祉の立場は、一人ひとりの人間の存在が分け隔てなく価値の出発点であるとの価値観に立ち、人の不健康や不全を社会的に援助し、存在を全うせしめることを目標としている。つまり、すべての人を対象にして人間の存在と尊厳を保持することにある。人間の存在とは、生命の維持を土台とし、みずからの意欲と価値判断に基づく自律的活動（自己実現）を求める行動の総体であり、しかもそれは他者・社会との絆の中で成立する。一人の存在は他者との関係を織りなし、それはやがて壮大で多様な社会的価値を生むものである。

高谷清は『信頼や希望について』という小論の中で以下のような一文を載せている。

「人が生きていくためにもっとも必要なことは『希望』があるということであろうと思う。希望は大きいとか小さいとかいうことではない。（中略）希望には成しえない夢もあるし、すぐにでも実現出来ることもある。そんなことは問題ではない。大きいことも小さいこともまったく関係ない。希望は生きる糧なのだから。希望をもちなさい、といってもてるようなら苦労はない。希望というものはそういう言葉で生まれるものではない。それは人間どうしの信頼のある関係でいきているといいうなかから生まれるように思う。人間がお互いにまず価値観なしに存在しあえるという関係があるときに希望が生まれ、生きていけるのではないだろうか」<sup>2</sup>

人間は存在そのものが価値であること、お互いがお互いの個性を認め合い、尊重し合える関係が大切であり、自己の価値観を相手に押しつける関係からは信頼や希望も生まれてこないということを高谷は述べているのだろう。さらにもう少しこの文脈を類推すれば、高齢者も障害を持つ人も病者も含めてすべての人間が未知の可能性を秘めており、「人間の尊厳」とはまさにその存在の重さ、未知と可能性への敬意に基づく言葉であり、社会福祉は、すべての人の「人間の尊厳」を守ろうとする価値観を土台としていることを教えてくれているといことではないだろうか。

1 大阪保育研究所『学童保育の生活と指導』一声社、1993年、249ページ

2 高谷清『母と子の健康』第24号、財団法人東京保健会、1995年

## 2 障害者自立支援法における福祉サービスと新たな事業

これまで障害者福祉施策は、支援費制度や措置制度、その他各種補助制度の下で運営・実施されてきた。障害者自立支援法では、身体・知的・精神の三障害における福祉施策を一元化するとともに、新たにこれらの福祉サービスを、介護に関する福祉サービス（介護給付） 訓練に関連する福祉サービス（訓練等給付） 市町村などが自主的に行う福祉サービス（地域生活支援事業）に分類し、補装具交付に関する新システム（補装具給付事業） 育成医療・更生医療・精神通院公費負担の各公費負担医療を再編統合した新制度（自立支援医療）を加えた五つの事業に編成した（図1参照）。

福祉サービスを利用する場合の費用負担についても、これまで利用料の算定は、障害者本人の収入（障害基礎年金と給料等）に応じて支払う「応能負担」を原則としていたのに対し、障害者自立支援法では、障害者を含む世帯全員の収入が認定され合算で月額上限額が決まり、利用したサービスの合計の割合を支払う「応益（定率）負担」に代わった。

また、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するために、市町村は支給決定にあたり障害程度区分の認定を行うものとした。これは、介護保険制度で用いられている「要介護認定基準」の七十九項目と、新たに加えられた二十七項目、あわせて一〇六項目からなる心身の状況等に関する認定調査を実施するものである。介護給付を希望した場合、この認定調査結果に基づきコンピュータソフトによる一次判定がなされる。その後、市町村審査会の審査判定（二次判定）を経て障害程度区分が認定される。一方、訓練等給付を希望する場合は、障害者の希望によって、サービスを受ける内容が決められるので、暫定的な支給決定がなされる。

しかし、障害程度区分認定の基準が個々の障害の特性に見合ったものになっているのかについては、当事者・関係者から多くの疑問の声が寄せられている<sup>3</sup>。そもそも介護保険制度の「要介護認定基準」を用いて、これが「客観的な支援の必要度」であるとしてこと自体に無理がある。この新たな障害程度区分が新しい事業体系における「利用者像」の一定の基準とされ、報酬にも影響を与えるものとなることから、多様で個別的な障害者の生活実態と障害特性に対応した支援の必要度を浮き彫りにする認定制度の仕組みに変更することが求められる<sup>4</sup>。

さらに、障害者自立支援法は、事業者に対し、サービス管理責任者を配置し、利用者一人ひとりのアセスメント、個別支援計画の作成と継続的な評価の実施、提供されるサービスの内容とその手順について責任を明確にするように定めている。重度障害者へのサービスの提供（「重度障害者等包括支援給付」）については、とくに計画的な地域生活の支援を必要とすることから、事業者にはサービス利用の斡旋、調整、モニタリングを含む計画の

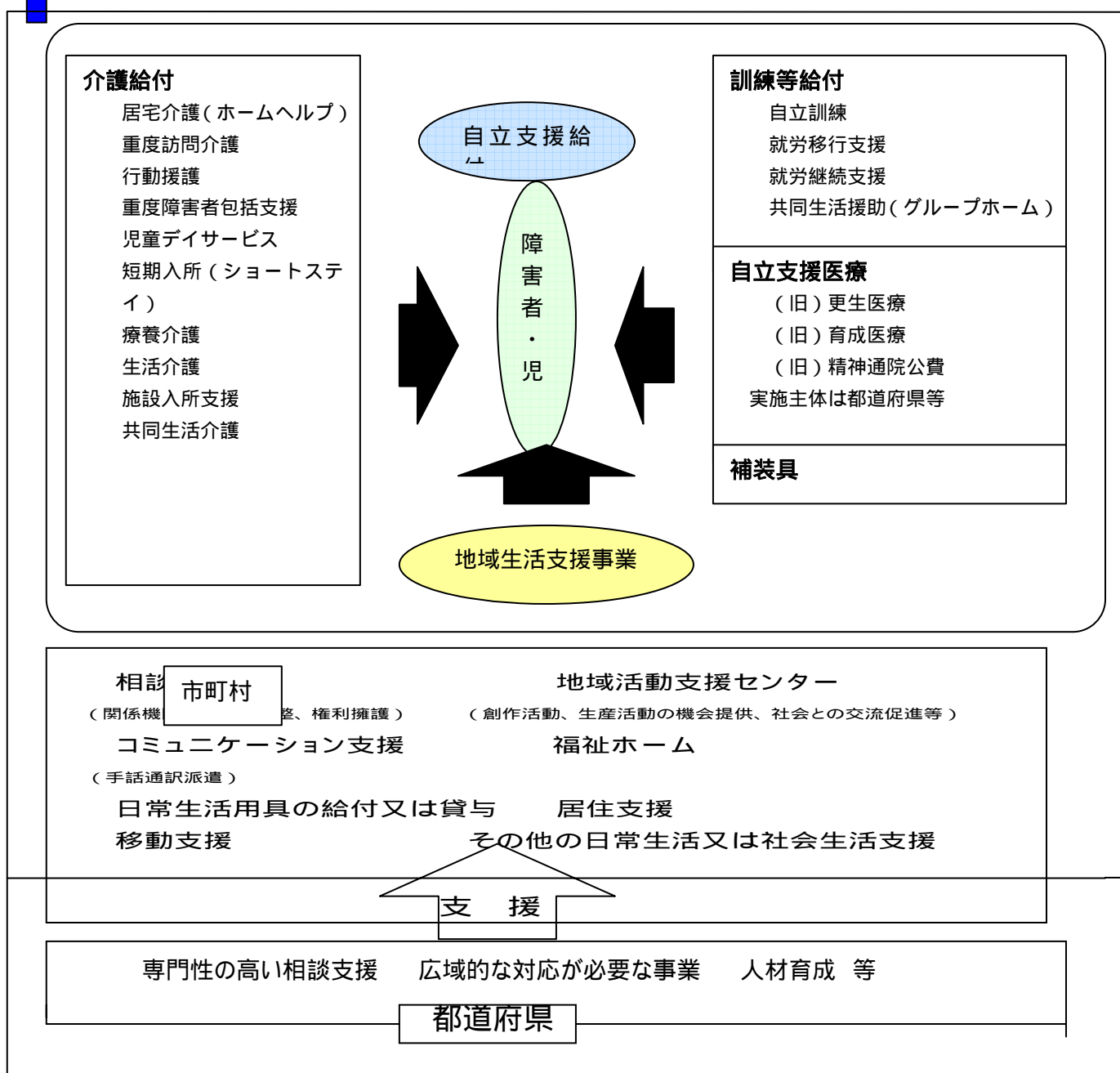
3 NPO法人大阪障害者センターが実施した「障害程度区分認定」試行検証作業においても、「判定結果については、基本的に身体介護（麻痺・移動・食事・複雑動作）を必要とする場合は、区分認定が高く、知的・精神障害に関しては、比較的低く区分判定が行われる傾向がある。」「知的障害で『強いこだわり』をもつ場合や『意思表示を伝えるのに支援がいる』などの日常的な支援の度合いが軽視され、実際の支援の必要時間数と判定の介護時間数が大きく異なる事例が多く出ている」との報告がなされている。（井上泰司「障害程度区分認定試行検証作業を通して」中内福成・植田章・田中智子・井上泰司・山本耕平・峰島厚『シリーズ障害者の自立と地域生活支援 10 障害者のくらしはまもれるか 検証・障害者自立支援法』かもがわ出版、2006年）

4 筆者らが実施した知的障害者通所授産施設の職員の業務調査において、障害程度区分認定で想定される支援の必要性と実際の支援内容には大きな隔りがあることが明らかになった。また、諸具合程度区分認定が、障害者の生活実態や障害特性に即したものとなるためにも認定員調査マニュアルについても、障害支援の固有性をふまえたものとして改訂される必要があることを実証的に検討した。（植田章「障害程度区分認定マニュアルの検証 障害者自立支援法は福祉実践をどこに導くのか」『社会福祉学部論集』第3号、佛教大学社会福祉学部、2007年）

作成が義務づけられている。こうした業務については「サービス利用計画作成費」として事業者へ個別給付されることになっているが、この個別給付の対象はきわめて限定的なサービス利用者としてされており、ケアマネジメントを実施したすべてのサービス利用者に対して一律的に個別給付がなされるわけではない。また、国がそれぞれの事業に示す標準的な支援内容が、訓練・介護に特化したかたちになっていたり、職員配置が現行の福祉施設のそれと比較して後退したり、報酬単価についても支援内容に見合う是正を早急に図る必要がある。

【図 1】

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



### 3 新しい事業体系への移行で福祉実践に問われていること

さて、障害者自立支援法の施行の下、二〇〇六年十月から新たな事業移行が進められている。事業移行にあたっては、第一に、単に法人・事業所の経営的・運営的な側面からとらえるだけでなく、これまでの法人の実践の蓄積をふまえ、より豊かな実践に結びつける取り組みを模索する機会と位置づけているかどうか、第二に、あらためて利用者の想いやねがい、意向に耳を傾け、これからの生活のあり様について当事者・家族とともに考えていく機会として位置づけているかどうか、第三には、既存の事業や領域に限定せず、障害児の学童期の生活要求や「ひきこもり」と呼ばれる人たちの生活サポート事業の開発など、地域の福祉課題をも視野に入れた事業の積極的な展開を進めているかどうか大切な視点としてあげられる。揺れ動く障害者自立支援法の下、真の意味での自立支援・自立保障、それを担う福祉実践のあり方とその方向性を検討することがますます大きな課題となっている。また、このことが社会的支援の範囲を明らかにしていくことにも結びついていく。

つぎに、新しい事業移行で求められる個別支援計画の作成にあたっては、まず福祉施設・事業所がその事業を通して何を利用者に支援していくのかを実践の基本に据えておくということが大切である。具体的には、それぞれの事業の機能と役割を明確に利用者に示すとともに、どのような実践を組み立てるのか、そこで求められる職員の専門性や中心的な課題は何であるのかを職員間で共有することである。ここで言う「専門性」とは、抽象的なものではなく、日々の実践で直面する具体的な場面の中で、どのように判断し行為（行動）するのか、その際、判断を行う根拠とは何かということの中に潜んでいるものことである。こうした点からも、福祉実践の理念、指針・実践の柱といったものをより明確に掲げることが、職員の専門性発揮のあり方とかかわって大切である。

たとえば、NPOあいち障害者センターが編集した『実践が生きる個別支援計画』は、利用者を生活と発達の主人公としてとらえる実践、障害のある人を中心に家族や専門家の役割を大切にす実践、能力主義・適応主義の障害観・人間観を乗り越える実践、仲間の中で育ちあう自治的な視点を大切にす実践、地域住民、市民とともに豊かな暮らしを築く実践、人間性を損なう効率化や合理化を進める制度・施策を克服する実践、の六つを実践指針としてあげている<sup>5</sup>。さらにつけ加えるならば、スタッフがチームの一員として力を合わせて働くことができる環境づくりも利用者の立場に立った支援を進める上で必要と言える。

こうした実践指針は、これまで私たちが実践の中で大切にしてきた理念や障害者支援の特徴をふまえ、より確かなものへと高めていくものでなくてはならない。私たちが実施した業務調査では、これまでの実践が利用者相互の関係や利用者職員との信頼関係の上に培われ、職員の働きかけは利用者の理解や協力関係に依拠して展開されていることが特徴として明らかになった<sup>6</sup>。

日中活動（労働・作業）における支援は、単に作業能力の向上だけでなく、人間関係の広がりなど、利用者の生活の質を引き上げることも目的としてなされてきた。とりわけ、重度の障害を持つ利用者に対しては、作業に取り組めるように作業工程を細かく分けたり、集団編成を考えたりなどの工夫を行っている。他にも、労働活動だけでは十分に手ごたえ

5 木全和巳・NPOあいち障害者センター編『実践に生きる個別支援計画 発達保障と豊かな地域生活のために』クリエイツかもがわ、2005年

6 大阪福祉施設ネットワークばぼる調査委員会編『福祉労働の専門性と現実 通所施設における生活指導員の業務調査報告』障害者生活支援システム研究会、2006年

を感じる事が困難な利用者についても、その生活を見つめ直し、労働以外の活動も保障しながら、利用者にとっての生きがいを模索した支援目標の設定、実践が展開されてきた。また、日常生活の支援においては、利用者の新たな変化への気づきや発見の積み重ねを通して生活課題を明らかにした支援がなされている。

いずれの場合も、職員は、利用者のライフサイクルの各時期における発達課題と結びつけて困難を乗り越えさせていくようにすることを支援の土台に据えている。個別支援計画作成にあたって重要である生活アセスメントにおいて、個への着目と同時に利用者相互の関係性に着目した視点が要求されるのは、こうした「集団との関係で利用者の姿を見つめ直す視点」が私たちのこれまでの実践の中で置き去りにしてはならない点として重視してきたからに他ならない。

#### 4 障害者自立支援法と個別支援計画

障害者自立支援法は、「指定障害者福祉サービス事業の設置者の責務」(第四十二条二項)として、指定事業者は「提供する障害者福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に努めなければならない」と謳っている。「指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(省令第一七一号)では、「指定障害者福祉サービス事業者の一般原則」として「指定障害者福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害者福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること 後略」と規定している。「個別支援計画」という名称はここではじめて登場している。

さらに「サービス管理責任者の業務・責務」には、標準的な支援モデルに基づく個別支援計画の作成や評価プロセスの策定を盛り込んでいる。その中で、サービス管理責任者の業務・責務として、「個別支援計画策定会議の運営」(会議の開催および個別支援計画の原案内容の意見聴取、[指定基準：第五十八条第五項][最低基準：第十七条第五項])、「個別支援計画の説明と交付」(利用者・家族への個別支援計画の文書による同意と交付[指定基準：第五十八条第六項][最低基準：第十七条第六項])をあげ、利用者・家族の状況などの変化に応じて個別支援計画の見直しや修正を含むモニタリングについて、少なくとも六ヶ月に一回実施することを義務づけている(継続的なアセスメントを含むモニタリングの実施と個別支援計画の見直し変更については[指定基準：第五十八条第八項][最低基準：第十七条第八項])。

また、モニタリングについては、利用者およびその家族などとの連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、定期的に利用者に面接すること、定期的にモニタリングの結果を記録すること([指定基準：第五十八条第九項][最低基準：第十七条第九項])とし、こうした面接記録、中間評価の記録についても様式を作成し事業所の責任として保管しておかなければならない。さらには、利用者が法人の異なる複数の事業所から福祉サービスを利用することもあり、利用者を中心に据えて関連する事業所・機関との連絡調整、他の障害者福祉サービスの利用状況の把握([指定基準：第五十九条第一項の一][最低基準：第十八条第一項の一])、提供職員に対する技術指導と助言、いわゆるスーパービジョン([指定基準：第五十九条第一項の三][最低基準：第十八条第一項の三])も重要なサービス管理責任者の仕事として位置づいている。

厚生労働省障害保健福祉関係主管会議において示された「施設外支援に係る報酬算定の取扱い」(二〇〇六年八月二十四日)では、「通所施設を一定期間以上利用しない者に対する訪問支援」や「職場実習、求職活動、トライアル雇用、在宅就労等の施設(事業外)サ

サービス支援」の報酬算定について、運営規定や個別支援計画への事前記載の必要を示している。サービス利用説明書への記載とその内容に関する利用者の同意の必要性はいうまでもない。

障害者自立支援法において、個別支援計画の作成と関連させて、サービス管理責任者の具体的役割が重視されていることは、社会福祉法に規定された条文（「利用契約の申込み時の説明」「利用契約の成立時の書面の交付」）を形骸化しないためにも、利用契約制度の下において提供する事業の透明性を高める上からも重要である。

## 5 福祉実践を活かす個別支援計画の作成

個別支援計画の作成は、障害のある人が地域で暮らしていくことを支える点からも必要となる。ここでの福祉職員の業務は、幅広い本人の生活要求と、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数の制度・サービスを適切に結びつけ、調整を図ることに重点が置かれる。本来、個別支援計画は「地域で継続して暮らし続けること」を目標に作成されなければならない。障害者自立支援法や介護保険の範囲に限らず、さまざまな医療や福祉・保健の制度、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用しながら「自立支援」のための援助を行うものである。同時に、本人が主体的に生活課題を解決していく力を高めたり、心理的、社会的、経済的問題に個別的に対応したり、家族関係へ働きかけることなども含まれる。高齢者と比べて障害者福祉実践では、その支援内容が介護に特化したものだけでなく、療育・教育・労働・余暇・社会活動の参加と広範囲にわたる。障害のライフステージやライフサイクルにより援助課題の重点は変化するし、家族についても同様のことがいえる。こうした変化に応じていくためには長期にわたる支援が必要であり、よって障害者ケアマネジメントには、利用者の一〇～二〇年後の生活を見通すこととその時期にあった利用者・家族の想いやねがい、その人らしい生活の実現のために何が必要かを、専門的な視点と重ね合わせながら考えていくことが大切である。こうしたソーシャルワークとしてのケアマネジメントの意義と役割を踏まえた上で総合的な生活支援計画に基づいた個別支援計画の作成を行わなければならない<sup>7</sup>。

以下、ここでは、総合的な生活支援計画を踏まえて日中活動の場・暮らしの場における個別支援計画の作成についての重要な視点について整理しておく。

### 5 1 アセスメントシート作成にあたっての大切な視点

個別支援計画とは、上述したように利用者が地域で暮らし続けていくために、その意向や希望を尊重し同意の上でその人が望む生活を実現できるよう支援するサービス提供計画のことを言う。言い換えれば、利用者がこれまでどのような人生を歩んできたのか、これからどのように生きていくことを望んでいるのか、そのためにはどのような支援が必要なのかを明らかにする作業である。

まず、「アセスメント・フェイスシート」を用いて、本人の全体像を浮き彫りにする。フェイスシートとは、個別支援計画の作成を含む利用者への支援を行う際、利用者の基礎的な情報として職員間で共有されるものである。支援が開始された時点において利用者の状態がどうであったのかという事実確認の意味においても重要である。つまり、生活支援を利用せざるをえなくなつて、新しい環境に身を置き、そこで職員や他の利用者との関係を新しく築いていく状況を示したものとしても資料は参考となる。また、フェイスシートの

7 この点については、植田章「障害者福祉実践とケアマネジメント 生活アセスメントと個別支援計画の視点」『障害者自立支援法と人間らしく生きる権利 障害者福祉改革への提言』かもがわ出版、2007年、に詳細に論じた。

聞き取り作業を通して、家族関係における新たな変化や家計が厳しい状況にあることなどをリアルに把握することも可能になる。その作成にあたっては、利用者のプロフィールが一目でわかる内容であること、緊急時においても、フェ・ス・シ・トを見れば、最低限必要な情報の把握が可能になるものであること、基礎的な情報の変更があれば書き加えていくことが可能な書式であることに留意しておくことである。

つぎに、アセスメントシートを用いて利用者の生活や置かれている環境を把握し、生活課題・支援課題を明らかにしていく。ここでは、どのようなアセスメントシートを用いるのかが鍵を握る。一般的には、生活基盤に関するアセスメント、健康・障害・疾病に関するアセスメント、日常生活に関するアセスメント、コミュニケーションスキルに関するアセスメント、社会生活技能に関するアセスメント、社会参加に関するアセスメント、労働に関するアセスメント、家族支援に関するアセスメント、の8領域で実施することが多い<sup>8</sup>。

こうした包括的なアセスメントシートは、利用者の生活像と経年的な変化を把握できるだけでなく、勘やコツ、経験の蓄積だけでは抜け落ちてしまうような内容についてもカバーできる機能を持っている。また、支援課題を職員のできる範囲にとどめてしまうことや職員にとって得意なことは実施するが苦手なことは実施しないというような姿勢やアプローチを克服していく点でも有効である。

続いて、利用者への聞き取り作業において重要なのは、本人がそのことをどう思い、どう認識しているのかという点であろう。聞き取り作業は、生活課題を利用者とともに明らかにする共同作業でなければならない。ただし、他者に情報を明かすということは、一定の信頼関係が前提となる。また、自分の問題を解決したいという想いの度合いに応じてしか利用者は心を開いてはくれないこと、その際、利用者には、自分自身と向き合うエネルギーも必要になるということも理解しておいてほしい。

また、単に利用者の「できないこと」に着目するのではなく、「なぜできないのか」を問いながら、その中にねがいや支援の必要性を見つけ出していくこと、さらには「できたこと」がその人にとってどのような力に結びついていくのかをイメージしながらアセスメントしていくことも大切である。

忙しい仕事の中では、アセスメント項目にしたがってシートを埋めることに一生懸命になりがちであるが、ここで職員に問われている力量は、シートを埋めさえすればよいのではなく、当事者・家族の意向や訴えに耳を傾けながら支援課題を導き出す上で必要なアセスメントを実施することである。

一方、厚生労働省が就労移行支援等の日中活動の場のアセスメントとして示している「職業アセスメントシート」、「就労移行のためのチェックリスト」は、きわめて能力主義的・訓練主義的なシートになっていることも指摘しておく<sup>9</sup>。国は、あくまで「支援対象者の現状の把握、対象者の変化や支援の効果を測るためのもの」であることを強調しているが、利用者の「できる力」に依拠して労働のあり様や支援内容を検討することは、一つ間違えば利用者を追い込むことになってしまう。そうならないためにも、これまでの福祉実践を土台に、それぞれの事業の機能と役割に対応した固有のアセスメントシートの開発をそれぞれの福祉施設・事業所で検討してほしい。

## 5 2 個別支援計画の作成に向けて

8 たとえば、『社会就労センターのモデル個別支援計画 障害者自立支援法対応版(Ver.2)』社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会、2007年、などがある。

9 厚生労働省「サービス管理責任者研修について」障害保健福祉関係主管課長会議資料、2006年8月参照。

アセスメントシートによって把握した情報を支援の必要度の高いものから優先順位を決め支援課題を明らかにしていく。支援課題は日々の生活や労働とかかわって複合的な場合も多いので、「支援課題整理票」を作成し、生活、労働、健康、集団、医療的ケア、コミュニケーション、行動等のカテゴリーに分けて整理していくのも一つの方法であろう。これは、個別支援計画に具体化されなかった課題をも浮き彫りにする上で有効である。

まず、個別支援計画は本人の意向に即した生活が実現できるような支援を行うために作成されなければならない。そのためには、生活全体を支援するという観点をおろそかにしないことである。もちろん、私たち支援する側が「支援課題」だと判断しても、本人が同様に認識しているとは限らない。その点についての見極めも大事である。また、目標や支援課題は、単なる本人の努力目標や訓練課題としてではなく、どのような支援を提供するのかという観点から計画化することである。その際、本人の主体的な力、可能性を引き出すために、支援者としての想いやねがいも重ね合わせて明記する。もちろん、個別支援計画は、利用者・家族の状況の変化に応じて見直しや修正も検討されなければならないし、作成から見直し、変更に至るまでを一連の支援過程の中で位置づけ、その内容について記録にとどめておくことも求められる。

つぎに、総合的な生活支援計画を踏まえて作成する個別支援計画書の項目と記入の留意点について述べておくことにする。参考までに、総合生活支援計画ならびに個別支援計画（施設支援計画）の様式について掲載しておく（表1、表2参照）。

個別支援計画書の項目には、以下の点に留意する。支援にあたっての利用者および家族の想いやねがい、意向を記入する、細かく解決すべき課題を記入するのではなく、現状を踏まえた上で総合的に記入する、アセスメントシートの分析を通して支援課題を整理し記入する、個別支援計画に具体化されなかった支援課題についても別途様式に記入する、それぞれの事業の場とカテゴリーで示された支援課題に対応して、支援目標（期間）支援内容・支援方法について記入し、また、支援目標は、長期的な目標とあわせて短期的な目標について記入する、計画通りに支援の提供がなされているのか、時期ごとに支援効果の適切さ、計画の目標達成度等を分析・評価する（中間的な評価、年度末の評価）。

また、個別支援計画作成の留意点としてもっとも重要なのは、その作成をサービス管理責任者や担当職員任せにせず、職員集団全体での徹底した議論を通して、一人ひとりの利用者をしっかりと見る目と集団をとらえる視点を養うことである。

目標の設定も、地域生活支援においては社会資源が十分に整備されていないことを理由にして、掲げる目標に対して具体的な支援の方法・内容が十分示されていないことがある。また、施設支援においては、いまの職員体制では困難であることを理由にそこそこのレベルにとどまったりしている場合もある。この点については、目標というものが、単に達成することだけに価値を見出し掲げるものではなく、実現していく過程を通して利用者が生活の主人公として光輝いているのかどうかに重点を置いて設定されるものであることをあらためて確認しておく必要がある。

また、モノをつくる活動では、目標や支援内容・方法について、つい技術主義的な内容になりがちになる。しかし、生産した商品がどれくらい人々の暮らしに役立っているのかを集団的に理解していく手がかりを提供していくことが、支援の内容や方法を本来的なものにしていくのである。ある福祉法人の職員が、授産の意味を問うという中で、以下のような報告をしている。

「ある日母親に『私はお父さんと一緒だ。お父さんは朝カバンを持ってお仕事に行く。私もカバンを持って作業所に行く。だから私はお父さんと一緒だ』と、とても嬉しそうに話したそうだ。私は、お母さんからその話を聞いて、すごく嬉しかったこと

を覚えている。“行き場のない障害者を出さない”ために活動してきた作業所だが、ただ行き場の保障だけでなく、障害者の生きがいの保障であったり、作業所に通うことで自信を育んだり、『私は大人なんだ。いつまでも子どもじゃないんだ』ということを実感できる場になっているのだと思えた。『例え 600 円とか 700 円というようなわずかな工賃であっても、この子が稼いできたお金だと思っただけでも嬉しい』と言われたお母さんもいて、そこが“訓練”とは違う“授産”の意味だろうと痛切に感じた。<sup>10</sup>

たとえば、商品を購入してくれる人たちとの交流を通して、あらためてその人たちに想いを馳せて生産活動に励むことができたり、お店に並べられた商品を見て自分の仕事に価値と誇りを持つことができたりということもある。あるいは、数の概念に関心を持ち、そのことがお給料を上げてほしいという要求につながったりもする。短期目標の中にもこうした要素を考慮し、生産をめぐるすべての過程をわがものする力を獲得していくことである。つまり、単に、技術力をアップして工賃を上げるということをめざすのではなく、「誇りを持つ」「学びたいという要求」「賃金をあげてほしい」といった想いやねがいを引き出すことのできる実践をどう組織するのか、その点が職員の専門性として問われているのである。

---

10 佛敎大学社会福祉学部・佛敎大学福祉教育開発センター編『ともに育てる福祉の担い手！ 障がい児・者福祉施設における実習教育実践』  
2007 年

(表1)

2007年度 総合生活支援計画

利用者氏名 \_\_\_\_\_

作成者 \_\_\_\_\_ / 作成日 2007年〇月〇日

■意向・希望

本人	家族	職員の意見

■アセスメントから導き出される課題

① 生活基盤	② 健康・障害・疾病
③ 日常生活	④ コミュニケーション
⑤ 社会生活技能	⑥ 社会参加
⑦ 労働	⑧ 家族支援

■全体方針

--

■各分野の課題

日中活動の課題	暮らしの課題	健康管理の課題

※ 総合生活支援計画における全体方針と各分野の課題をふまえて日中活動・住まいの分野における個別支援計画を具体化することが必要である。

(表2)

2007年度 ○○○作業所 個別支援計画書

氏名 ○○○○○	作成日 2007年○月○日
	記入者

所属	○班	工費	日額 ○○円 (別途給与規定)
その他			

施設支援にあたっての本人・家族の意向	
本人	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
家族	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

班方針 (抜粋)	
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	

個人の支援計画		
援助の全体方針		
作業・労働面	年間支援目標	
	短期目標	
	支援方法 (支援内容)	
生活面	年間支援目標	
	短期目標	
	支援方法 (支援内容)	

利用者署名 \_\_\_\_\_ 印

--	--	--	--

## 6 あらためて日常の経過記録が問われる

### 6 1 記録する仕事とコミュニケーション能力

社会福祉の仕事において、「記録する」ということは利用者への援助をより豊かなものにする上で重要である。ところが慢性的に時間も人手も不足している福祉労働の現場では、ときとして記録が後回しにされることがある。また、上述したように福祉施設等では、利用者の障害の重度化により直接的なケアを提供する時間が増えたり、ケアプラン・個別支援計画に基づく援助内容を限られた時間内で効率的に提供することが要求されたり、利用契約制度の導入によって事務量が増加したりする中で、「記録する」仕事に職員を向かわせない状況が生み出されている。一方で、福祉現場の管理者からは、職員の「記録する」力量に対する問題が取り沙汰されている。直接的なケア・介護の提供では高い専門性を発揮しているにもかかわらず、いざ「記録する」となると、職員によってその力量の差は大きく、愕然とするといった声も聞かれる。

今日では、これは福祉労働の現場に限られたことではなく、職員の書く力、読む力、伝える力といったいわゆるコミュニケーション能力が相対的に低下していることが指摘されている。客観的に見た事実や提示された資料などの分析を通して、自分の考えをまとめ、それを他者に伝えることを苦手とする職員が増えていることは、他者の想いやねがいを受け止め理解する享受能力、みずからの感性を研ぎ澄まし相手の変化を察知する力、つまり、コミュニケーション能力や観察力、情報収集力など福祉実践を担う者に必ず要求される力の獲得が不十分なレベルにとどまっているということを示している。これは、専門職の資質とかかわる重要な課題である。

以下、福祉施設・事業所等の福祉援助実践にかかわる記録について、その目的や方法、重要なポイントについて述べておく。

### 6 2 相談活動・援助実践における記録の目的

相談活動や援助実践の場面では、援助が必要とされる利用者の生活課題はその置かれている状況に応じて刻々と変化する。職員は援助の過程を、利用者とのやり取りとそれを取り巻く人たちとの関係も含めて書き綴らなければならない。このことは、利用者と職員の援助関係を確立していく上においても、その援助行為の判断および根拠を理論的に形成する上でも大切になってくる。

記録は、第一に、職員間で利用者の情報や課題を共有し継続的な支援の提供を可能とするための資料として、第二には、職員が援助計画に基づいて実施した行為の判断および根拠の正当性を問うための資料として（このことは、所属する機関・福祉施設の援助内容の質を高めるとともに、職員集団としての経験の蓄積、理論水準の形成に寄与することにつながる）、第三には、福祉現場におけるスーパービジョンや現任訓練などの教育資料として活用されることを目的として書かれる必要がある。

職員は、さまざまな情報を収集しながら、利用者の想いやねがいに寄り添い、生活課題を共有するよう努めている。また、生活困難等の解決・緩和に向けて一步を踏み出すために、利用者が主体的に問題解決に向かえるようその力を引き出しながら、必要な社会資源の活用などを含む援助計画の作成と具体的な援助の提供を行っている。こうした、相対する場面における職員と利用者との関係はけっして一方向的なものではなく、相互関係によって築かれた信頼関係をベースにしてなされている。

記録は、職員が行っている相談活動・援助実践のリアルな状況をできるだけ客観的な事柄に基づいて再現する力が問われるものであるが、主観的な記録や客観性を担保するために

事実の羅列に終始してしまっている記録も多く見受けられる。職員には、五感を用いた観察、それを通して直感的に記録に値すると判断された情報、職員自身の判断や考え方、状況認知の仕方が事実に基づいて集約された記録が求められている。

### 6 3 記録のポイント

あらためて利用経過記録・個人日誌とは何か

以上の点からも、日々の記録とは、職員や関係する機関の専門職が利用者に対して提供した日々の支援内容を記録にとどめておくものである。それは、利用経過記録や個人日誌とも呼ばれているが、職員個人が「忘れないために書いておく」単なる「メモ」ではない。職員が属している福祉施設・事業所の責任として記録されるものである。記録が大切な仕事の一つとしてわかっているにもかかわらず、多様な活動として展開されている生活支援労働の中味であればあるほど、その日の個人日誌に記録として、何をどのように書いたらいいのか、なかなか難しい。しかし、福祉実践の中で、私たちが専門職として記録にとどめておきたいと思う内容とは、支援の提供とかかわって利用者の変化や新たな発見への気づきがなされたときである。また、新たな疑問が生じたことに対する内容であったり、職員としての心の動きを書きとどめておきたいという想いからられる場面に立ち会ったときでもある。そして、これまで何となく実践の中で見過ごしていたことに、職員として何か「ハッ」と自分自身の心が動かされたとき、利用者が「行為したこと」の意味を掘り下げて考えることに遭遇したときでもある。そのためには、常日頃から意図的・意識的に観察することトレーニングしておきたいものである。「書くことはよく観ること(観察すること)のトレーニング」とも言われている。わたしたちは「見ているようで見ていないこと」、「見えているようで見えていないこと」がある。こうした意図的で意識的な観察を通して、「なぜ、どうして」ということを問える思考の筋道を持つことも可能となる。記録は、そういう意味からも観察、問える思考の筋道を持つことと一体のものと言える。たとえば、これまで筆者が採用してきた記録シートには、実施した業務を通して気づいたこと、それへの具体的な対応と考察、またその場面で求められていたことやその際必要とされた知識や技術を後で振り返って記入するものになっている。こうした記録シートは、個別支援計画に基づく支援過程を総括し、評価する上でも有効である。

利用者の変化を客観的な事実として記載する

日々の利用者の記録は、職員が支援を通して気づいた利用者の変化を客観的な事実として記載することとあわせて、それに対応してどのように思考し判断し、どう行為したのかを示すものである。たとえば、班日誌の記録において「利用者Aさんは午後の時間帯に作業が思うように進まないこともあり木槌を振り上げて興奮する場面が多かった」という事実の記述に終わっているものがあつた。大切なことは、客観的な事実とあわせて、そのことを職員としてどのようにとらえ、どう働きかけたのか、そして、その結果どうだったのかということをはっきりと明記しておく必要がある。また、「Bさんはいつも文句が多く、同じことを何度も職員に訴えてくる」という記述も、具体的に、誰に対して、どのような不満があるのか、訴えの頻度や、その方法・程度を明記しておくことが大事である。

こうした記録を通して、職員が利用者の一人ひとりをしっかりとする目と集団をとらえる視点を養うことが可能となる。また、総合的な個別支援計画を作成していく上においても、後日記録を読み返して見ることで、支援内容や方法がより豊かなものとなる。こうした利用経過記録を月に一度程度の割合で整理(まとめ)しておくことも、今後、利用者の変化や働きかけの内容を検討する上で貴重な資料となる。

「主観で切り取り、客観でみつめる」視点

事例検討会の準備で、担当している利用者の事例報告の要旨を書き進める中で、利用者の生育歴や家族関係のことがわかっていたつもりでも、実はよくわかっていなかったことに気づくことがある。書くことで、あらためてその人についての理解が進んだり、書かれた記録をもとに、職員集団で実践を振り返り、議論し、これからの支援の方向性を引き出すなど、記録は、実践課題を共有していくための資料ともなる。つまり、記録は、監査のために事業所にとって必要な資料というだけでなく、実は「自分のために」書くということでもある。私たちは、書くことを通して、「実践の主体者」になる。よって、あらためて、生活や人間を見る目を育てることが大切であり、五感や直感力、感性を磨くことも大事な点であるといえる。

竹沢清は『子どもが見えてくる実践の記録』の中で、記録がわかりやすいかどうかを判断する視点として、事実の切り取りが適切であるか、事実の意味づけが鮮明であるか、記述が読みやすい表現になっているか、の三点をあげ「主観で切り取り、客観でみつめる」という視点が記録する力として大切であることについて述べている。さらに、竹沢は、「事実で語る」という場合には、二つの要素が含まれているとして、一つは「子どもを変革の可能性においてとらえたもの」、もう一つの要素は、「実感的に捉えたもの」であるとしている。後者については、「たしかに、実感などと言えばたよりなげに聞こえる。けれども、実感・直感というものは、自分のこれまでの学習と経験の集積のうえに立っての、瞬間的な判断（ひらめき）のはずである」と指摘している<sup>11</sup>。利用者の生活に寄り添いながら生活全体を援助していく専門職にとって、生活把握の視点と方法において「実感的にとらえる」という視点は重要な専門性の一つであると筆者も考える。生活場面面接においても、その日の利用者の状態を、瞬間的・直感的にとらえなければならない。ここでは人間の五感が大切である。視覚から利用者の顔色、つや、むくみ、目のいきおい、身なりや部屋の様子を、聴覚からは、声の調子や息づかいなどを感じ取り、その日の健康状態を把握することができる。嗅覚からは、台所や冷蔵庫、部屋のおいを感じ、調理の有無、失禁の有無などを知ることができる。味覚は食物の状態、触覚は、手や足から部屋の様子を感じることができるだろう。こうして五感を活用し得た利用者の変化、または変化がないという

11 竹沢清『子どもが見えてくる実践の記録』全国障害者研究出版部、2005年

また、記録の視点と関連して「生活支援のレポートづくり」を手がけてきた大泉薄は、「誰のために、何のために日誌を書くのか」という視点からの検討が必要であることを指摘したうえで、記録の書き方を自分なりに工夫したものとして書きとどめておく際の基本点についてつぎの三点にまとめている。自分の担当した仕事と職場全体の状況を思い返して、利用者たちにとってとくに重要な事柄を客観的な事実で語らせようとしているかどうか、その仕事の中での自分なりの気づきや手ごたえを思い返して整理し、意識的に書いているかどうか、利用者のコトバを的確に再録し、その際の行動や表情、その場面の雰囲気や職員の対応ともかかわらせた書き方をしているかどうか（大泉薄『生活支援のレポートづくり 実践研究の方法としての実践記録』三学出版、2004年）。

## 参考文献

- ・ 中内福成・植田章・田中智子・井上泰司・山本耕平・峰島厚『シリーズ障害者の自立と地域生活支援 10 障害者のくらしはまもれるか 検証・障害者自立支援法』かもがわ出版、2006年
- ・ きょうされん障害者自立支援法対策本部編『障害者自立支援法緊急ブックレットシリーズ3 それでもしたたかに 障害者自立支援法と小規模作業所』萌文社、2006年

情報から、利用者の生活の様子を把握することが可能となり、記録も事実で語るができるのである。そして、こうした「瞬間的な判断（ひらめき）」に基づく「事実」の記録を通して、利用者にとって必要な支援課題を導き出すことになる。そのためにも判断した内容や今後の見通しを根拠づける事柄が書かれていなければならない。このような視点から書かれた記録は、個別支援計画における支援方法・内容を豊かなものにする上においても重要なポイントになる。また、利用者に必要な生活支援のあり方を意識的に考えることのできる自律的な職業的態度を身につけていく上でも大切な視点といえる。

## むすびにかえて

いま、福祉施設・事業所の多くは新しい事業移行に向けて具体的な準備がなされているものと思われる。本稿でも述べた通り、事業移行にあたっては、単に法人・事業所の経営的・運営的な側面からとらえるだけでなく、これまでの法人の実践の蓄積を踏まえ、より豊かな実践に結びつける取り組みを模索する機会と位置づけるかどうかが重要である。この機会にあらためて利用者の想いやねがい、意向に耳を傾け、これからの生活のあり様について当事者・家族とともに考えていく機会とすることである。また、障害者自立支援法に規定されているから個別支援計画を作成するというのではなく、利用者の五～一〇年を見通した支援の方向性を職員が共有しながら、総合生活支援計画に基づいた、日中活動・暮らしの場における個別支援計画を作成することが職員の専門性として問われているのである。確かに、揺れ動く障害者自立支援法の下、真の意味での自立支援・自立保障、それを担う福祉実践のあり方とその方向性を提起することは困難がつきまとう。制度の仕組みそのものが、利用者・家族の暮らしに大きな影響を与えるだけでなく、職員の仕事の仕方に大きな制約を持ち込み、専門性の発揮を妨げているからである。制度がもたらす厳しい労働環境も同様である。しかし、本来的な福祉労働・福祉実践を対置することを通してこそ、障害者福祉における社会的支援の必要性和範囲を明らかにしていくことが可能となるのである。

福祉の仕事、とりわけ生活支援労働は何を保障していく仕事なのか、それは利用者の「より良い人生を生きたい、こうありたい」とねがう気持ちや意欲に応じて支援していく仕事である。そのためには、利用者一人ひとりの「生活」や「発達要求」そして、科学的な「障害」理解に視点をあてた豊かな実践内容を保障し支援していくことが大事であろう。こうして「生活」・「障害」・「発達」を科学的に理解し、広く人間そのものについての深い洞察力を養うことを通して、利用者の姿が見え、実践が見え、見通しを持った支援を提供することが可能となる。つまり、科学的理解や働きかける上での理論的根拠を持つことで、一つひとつの仕事が意味や価値のあるものとなり、つぎの支援内容の手立てや確かさが見え、ここに仕事の手ごたえややりがい生まれる。もちろん、職員がこうした専門性を身につけるためには安心して働き続けることができる雇用環境・条件を整えることも大切な課題としてある。

ところで、福祉労働の専門性という場合には、社会福祉の援助に関する方法や技術だけでなく、福祉制度をよりよいものに改善していくための調査活動や政策づくりを担う力、当事者とともに福祉運動や地域のネットワークを形成していく力が必要である。また、法人全体の運営・経営を担っていくためのマネジメントの力量も問われる。こうした点からも、福祉労働の専門性は総合的な実践力を必要とする。しかし、もう一つ重要な点は、この国の社会保障・社会福祉の水準、福祉職員の配置や養成課程の問題に大きく規定されながらも、権利としての社会福祉を要求する国民の力に支えられ発展するものであるという認識が大切である。日々の実践の中で厳しい状況があっても、社会全体の中で社会福祉を

創造的なものにしていく必要がある。いま、あらためて仕事の意味や価値に誇りを持って福祉実践の質を高めることが福祉職員には問われているだろう。

## 各種様式の提案にあたって

### アセスメントの目的

これまで私たちはアセスメントシートの重要性を認識しながらも、見直しや、再検討はあまりされてこなかったのではないのでしょうか。確かに、職員としての経験年数が多ければ多いほど、今さらアセスメントシートを利用しなくても個別支援計画をかくことが出来ていたかもしれません。しかし、なぜ個別支援計画にその内容が書かれているのかについて、本人・家族・職員の誰もが理解することが出来るようにするには、その個別支援計画に盛り込まれた背景が明確に表わされ、記録として残されている必要があると思いますし、経年的変化を見るうえでもアセスメントシートは重要な役割を持っていると考えます。

そこで、今回のアセスメントシートは大きく以下の3つの目的に沿って作成をしています。

- 本人の出来る活動にのみ着目するのではなく、ライフサイクル全体を捉えること。
- 本人の要望や、困っていることを受け止め、どの様に改善していくのかについて、重点を置くこと。
- 本人の全体像を関係者や、後々の関係者とも共有できること。

### アセスメントシートの活用

本人の出来る活動にのみ着目するのではなく、ライフサイクル全体を捉えること。

これまでのアセスメントシートは、課題分析票として、本人の能力に重点が置かれ、出来る・出来ないという標記が中心でした。今回のシートにおいても“している活動”と“本人の意欲”について現在の状況をチェックできる欄を設けています。しかし、この標記は単に出来る・出来ないということを表わすためだけのツールではなく、加齢等による経年的変化を見ていく上で、一見して変化を比較していくために必要なツールとしてあえて盛り込んでいます。

本人の要望や、困っていることを受け止め、どの様に改善していくのかについて、重点を置くこと。

今回のシートの一番の特徴は、本人の要望・家族の願いを書き込む欄を大きく取っていることです。本人の能力に着目し、出来る・出来ないだけを標記するのではなく、出来ないのであればそれはなぜで、どうすれば出来るのか、本人が困っていることがあれば何を改善したら解決できるのか等を考え、支援計画に盛り込んでいくには、また、本人の主体性をどう捉え、それを発揮するにはどの様な支援が必要なのかなどを考える上で、本人の要望・家族の願いを聞き、文章化していくことはとても大切な作業と考えています。

本人の全体像を関係者や、後々の関係者とも共有できること。

ポポロ調査グループではこれまでも提案してきましたが、アセスメントシートや、個別支援計画は職員の経験年数や、力量に左右されず誰が書いてもその人の全体像が読み取れるものになるべき、また、今後一人ひとりの暮らしを支えていくためには地域の様々な事業所が連携を持ちながら取り組む必要性があると考えています。そこで今回のシートでは各項目において必要な着目点を事前に設定をしています。しかし、一方で資料が膨大になることで共有しづらい・職員の業務が多種多様な

る中で、活用しづらいという問題点があると考え、シートを出来るだけコンパクトにまとめています。

#### 個別支援計画の策定

今回のシートには、利用者のニーズ、希望、思いから支援計画がスタートするものとなっています。支援計画を利用者・家族と内容を共有し、利用者のモチベーションを高めていく事は、これからの支援計画のあり方を考えていく上で大切なポイントであろうと思います。

利用者のニーズ、アセスメント結果をもとにした職員の意見を明確にした上で支援計画を立ててゆきます。「将来の目標」は3年～5年をめやすに、個人の発達、集団の発達に視点を置いたものです。単に「できる」「できない」ではなく、「できるようになる」ことにはその人の人生にとってどんな意味があるのか「できない」ことはどのような発達課題を見据えて支援していくべきなのか。方向目標として設定しましょう。

「今年の目標」は半年、一年といった短期的に実現可能な目標です。あくまで「将来の目標」にそった課題設定を意識しましょう。方向目標が伴わない獲得目標は、単にその行為を獲得するためだけの「できる障害者」を生み出すための支援になってしまうことがあります。また、あまりにも抽象的過ぎて日々の課題設定に結びつきにくい支援計画ではスタッフの共通認識にはなりにくいものです。結論をくぐり、方向性を見据えた上で、より具体的な目標を設定することにより、実践に継続性や見通しを持たせることが出来ます。支援や配慮点もできるだけ具体的に記入しましょう。

定期的なカンファレンスを通じて目標に対してどうだったかの評価を行います。利用者の障害状況や課題設定によっては、変化が見え始めるまでの時間はまちまちだと思います。変化がなくてもカンファレンスを行うことで職員間で課題を再確認したり、課題設定そのものが利用者にそぐわないものである事に気づくことが出来ます。時にはアセスメントそのものに振り返って目標を見直していく必要もあるでしょう。支援に関わるスタッフは常に一様ではありません。日々においても多様な人が関わり、また職場の異動などもあります。そうした中であくまでも同じ目線で、継続的な支援を行っていく事が大切です。

最後になりましたが、個別支援計画に「施設の目指すもの」を記入する欄を設けました。これまでふれてきたとおり、今回の提案での個別支援計画は、個々の要望・思いをいかに実現していくかに主眼を置いた内容になっています。しかし、それは、個々の思いのみを追求していれば良いというものではありません。当然私たち施設・実践がこれまで追い求めてきた、これからも継承し続けていくべき実践の姿があります。そこで、施設・事業所の目指すものを最初に記入する欄を設けました。

#### 日々の記録と個別支援計画

これまでアセスメントシートと個別支援計画の連動について提案をしてきました。しかし、これまでの課題として個別支援計画と日々の実践・実践の記録についてなかなか連携していないというお話をよく聞きます。そこで、個別支援計画について個々の要求実現の目指す方向を示し、日々の実践にその内容を展開し、日々の実践を記入していく流れを系統的に作っていくために、個別支援計画及び日々の記録に「属性」を記入する欄を設けました。日々の記録の中については、様子のみを記録するのではなく、その出来事に対してどのような実践・展開を行ったのか、それは、

計画のどの項目についての展開なのか。また、職員が意識的に行った行為についてそれは、個別支援計画のどの計画を意識・目的としての展開だったのかを記録できるようにしています。

日々の実践において自分の行動について何に依拠しているのかを意識しながら、行っている職員は現在多くないのかもしれませんが、しかし、記録し、振り返る中で、自分の行動・展開について見つめなおすこと、その時の判断・行動を見つめなおすことは、職員の専門性につながっていくものと考えています。

## モニタリングの視点と様式

自立支援法のもとでは、実践の成果が問われる流れになっています。しかし、上述までのアセスメント・個別支援計画そして個別支援計画と連動した日々の実践記録の記録がしっかりと行われることで、モニタリング・評価の視点は自ずと明確になってくるものと思います。そこで、モニタリングの視点として「本人の変化に重点を置くのではなく、職員・職員集団のアプローチはどうだったのか」ということを前提として以下の5つの点を意識した評価をあげます。

個別支援計画に対してどのようなアプローチを展開したのか

第1に個別支援計画に基づいて日々どのようなアプローチを行ってきたのかについてです。これについては、日々の実践記録において属性を整理することで、目標のどの部分についてアプローチを行ってきたのか、また、なかなか出来ていなかったのかについて一目瞭然と思います。

本人の主体性をどのように発展できたのか

日々のアプローチは当然個々の主体性の発展を意識したものであると考えます。その本人の変化について、また、個々の主体性の変化について。

地域関係機関・親との連携

本人の生活は、施設の中だけで展開しているものではなく、また、個々の要求を実現することについて全て施設で完結できるものではないものと考えます。そこで、地域の関係者・協力者・親御さんとどのような連携を持っていたのか、さらに、足りないと思う社会資源について見ておく必要があります。

職員集団のかかわりと質

事業所においては、職員は個人ではなく、集団でアプローチしているものと考えます。そこで、その集団としてどのように関わり、集団としての援助の質の向上は必要不可欠なものと考えます。

目標設定について

上記4つの視点を踏まえ、これまでのアプローチ・展開を客観的に評価し、展開方法の見直しをすることはもちろん、目標の設定自体の見直しも大切な視点と考えます。

## 終わりに

今回のアセスメントシート・個別支援計画の様式の作成にあたって、課題・現状の把握などの表現を意識的に使わずに作成しています。私たちもアセスメントシートは“現状把握”“課題分析”のツールとしてこれまで捉えて来ました。しかし、それでは本人の課題？問題？に着目してしまうことが多いのではと考えました。そこで、今回のシートでは、本人の主体性をどの様に捉えるのか、また、困っていることは何なのかを中心に捉え、そこから判断された“職員の意見・支援の方向性”について職員集団が客観的に評価しあえるように工夫をしています。ただ厚生労働省

の示す各事業の目的に対して完全に対応はしきれていません。そこで、このシートの枠組み・項目・着目点に関して今後各施設、事業所においてご検討いただき、ご意見・ご要望をいただけたらと考えております。

一方で、全障研出版部より発行された「障害者自立支援法と実践の創造」の中で、立命館大学の峰島先生が『個別支援計画とサービス提供記録』の違いについてふれられておられます。個別支援計画はあくまでも個に対して必要なサービスの計画であり、私たちの現場では、対個人に対してのアプローチより、集団に対してのアプローチが中心に行われているものと考えます。その日々の実践が、個別支援計画の内容とかけ離れていればいるほど、アセスメントや、個別支援計画は二度と見直さないものになってしまうのではないのでしょうか。

自立支援法が本格的に施行され、個別支援計画を作成し始めても、現場の実践においては集団を大切にしつつ、大きな変化をもたらさない努力や工夫がされ続けていることと思います。私たちが大切にしてきた集団での取り組み（班方針や班総括）は今後も守り続ける必要があると考えています。そこで、個別支援計画を作りつつも大切にしてきた実践を守り続けるために、今どのような話し合いや、展開、そしてそれを継承し続ける記録のあり方については是非各施設において話し合う機会になればと思います。